

安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例

安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例(平成16年条例第106号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第6条まで (略) (利用の許可) 第7条 ふれあいセンターを <u>利用</u> しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。	第1条から第6条まで (略) (利用の許可) 第7条 ふれあいセンターを <u>使用</u> しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

第8条から第11条まで (略)

(利用料金)

第12条 ふれあいセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入とさせるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用者は、前項に規定する利用料金を、施設を利用する日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、利用者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする場合で、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりふれあいセンターを利用できないときは、利用料金を還付することができる。

第15条 (略)

第16条 (略)

別表(第12条関係)

[1時間当たり]

第8条から第11条まで (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

部屋名	金額
会議室1	940円
会議室2	940円
トレーニングルーム	940円
調理実習室	940円
和室	940円

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。